

松 山 大 学 論 集
第 21 卷 第 4 号 抜 刷
2 0 1 0 年 3 月 発 行

明治天皇制について

大 藪 龍 介

明治天皇制について

大 藪 龍 介

明治天皇制について、いわゆる「32年テーゼ」や『日本資本主義発達史講座』に代表される絶対主義論が、戦後歴史学を席卷し通説として圧倒的な地位を占めた。その論は、1930年代初めの天皇制を誤って絶対主義として規定し、それを明治時代にも遡及させた非歴史的なものであり、所詮、コミンテルン・テーゼを尺度にして近代日本の歴史的現実を切り盛りする政治主義的な説論であった。近年になって絶対主義天皇制論の再生産は途絶えているものの、その影響は未だ随所に根強く所在している。他方では、旧套の通説を破る、優れた実証的な研究諸成果が提示されてきている。ほぼ1930~1970年代の久しい年月の間支配的であった絶対主義論をのりこえた地平での明治天皇制論の新展開の時機を迎えているようである。

(1) 新国家的統合のシンボル

明治維新は王政復古として幕を開けた。なぜ「王政復古」か。

薩長土肥の下級武士、それに下級公家を主力とした倒幕派が、徳川幕府、および有力諸侯の公議政体派との権力闘争に打ち勝つためには、天皇を超越的権威たらしめ新国家への結集の旗印とするほかなかった。討幕派自らは権威も明確な支持基盤もこと欠いていたし、黒船来航を機にした内外の危局に直面して天皇・朝廷が俄かに政治化してきており、徳川将軍(家)に代わる政治上の権威、政治的求心力をもちうる存在は天皇(家)以外になかったのだった。

討幕派が幕府、公議政体派に対抗しつつ、欧米列強来襲の激震に見舞われて断裂した日本の国家・社会を統合するには、天皇の権威を前面に押し立てずに

は不可能であった。討幕派は、戊辰戦争に勝利し、維新政府の指導権を掌握するとともに、天皇の超絶性、「天皇親政」をことさらに強調していった。

併せて外政面では、半植民地化されかねない日本の置かれた後進国としての危機意識は全土に溢れ、西欧列強の外圧に対するナショナリズムが噴出していった。「万国対峙」「国威発揚」の民族的、国家的な独立の確保のうえからも、ふさわしいのは「万世一系」の歴史的伝統を誇りうる天皇(家)の支配であった。

こうして、討幕派・維新政府は、幕末以来支配身分のあいだでとみに政治的権威を高めていた天皇を、内外の危機に立つ日本の新国家的統合のシンボルとして擁立したのであった。

討幕派・維新政府と天皇との関係は、維新革命の最中心人物の一人である大久保利通の幕末から明治初年にかけての天皇の活用に関する所見を跡付けると、明瞭である。

幕府と反幕派の政争が大詰めにむかっていた頃、孝明天皇の第2回長州征討の勅許について、1865(慶応元)年9月、大久保は盟友西郷隆盛宛の書状で述べた。「至当之筋を得、天下万人御尤と奉存候にてこそ、勅命と可申候得は、非義勅命は勅命に有らず候故、不可奉所以に御座候」¹⁾幕府の存続を認め長州征討に正当性を与える孝明天皇の勅命を「非義」、つまり正義に反すると断じて、勅命であろうとそれが正義に適っていなければ従うべきでない、と主張したのであった。

その孝明天皇が1866(慶応2)年12月に急死したため、67(慶応3)年1月、睦仁が満14歳で践祚した。大政が奉還された時、新天皇は15歳、まさしく「幼沖の天子」であり、現身の天皇は、政治的な識見をもちあわせず政治的意思決定能力を欠いていた。倒幕派・維新政府は、幼い天皇の名において政権を奪取したのであり、倒幕の偽の密勅が典例だが、自派の都合に合わせて天皇の意思と称するものを勝手に作り上げて利用することができた。

1868(慶応4)年1月23日、大久保は「大坂遷都の建白書」において、朝廷の積弊を一掃して新時代に対応する新しい都の必要性を訴え、天皇のありか

たについても、天皇は、「數百年來一塊シタル因循ノ腐臭ヲ一新」するべく、「玉簾ノ内」から人々の目に触れる場所へ出でて、外国のように「帝王從者一二ヲ率シテ國中ヲ歩キ、万民ヲ撫育スル」、もって「国内同心合体一天ノ主」となるべし²⁾と提言した。まずは、天皇を因循姑息な公家と女官に取り巻かれた宮中から切り離す変革がなされなければならなかったが、これからの新方向として近代ヨーロッパの君主（制）のようなあり方を指向している点に特に注意したい。

1873（明治6）年11月、岩倉使節団に加わっての欧米視察から帰国後間もなく、大久保は「立憲政体に関する意見書」を提出した。そのなかでは、「定律国法ハ即チ君民共治ノ制ニシテ上ミ君權ヲ定メ下モ民權ヲ限リ至公至正君民得テ私スヘカラス」という立憲君主制を目指しながら、当面は「立君独裁」「君民共治」「人民共治」「此三者ヲ斟酌折衷スルモノ」を日本の国風に適した政体とし、天皇の広大な権限についても例示した³⁾。

明治維新の目的は国家的独立と統一の達成、そして立憲政体の樹立にあり、天皇の擁立は目的を達成するための手段にほかならなかった。別の言い方をすると、国権の確立が目的であり、君権の推奉もそのための手段であった。その覚識をもって、討幕派・維新政府は、天皇を権威の源泉として復権させ、天皇によって権威づけられたものとして自らによる国家的支配を正当化して権力を振るい、維新革命を推進した。

「王政復古」後太政官制が敷かれたが、「天皇親政」を建前とし天皇が政務総覧、万機親裁する形式をとりながら、実際には維新政治家・官僚が政治的決定をおこない、版籍奉還、廃藩置県、「四民平等」政策、学制・徴兵制・地租改正の3大改革など、幕藩制国家の解体、新国家建設の一連の大変革を「有司専制」、つまり政府専制で達成していった。

それでは、天皇それ自体の正統性をどのように弁証するか。天皇・朝廷は、久しく数百年にわたって統治の実績がなかったし、いま現に維新・建国の大事業の遂行のうえでの功績を誇ることもできなかった。そこで、神話的な歴史的

伝統、万世一系の皇統支配に正統性の根拠を求めた。

「万世一系」の観念は、欧米列強の外圧に抗するナショナリズムの発露として、支配身分のなかで広がりを見せていた。この観念は、やがて帝国憲法第1条に定式化されるのだが、天皇はいわば「世襲カリスマ」⁴⁾として仮構されたのだった。そうした天皇の万世一系性の淵源とされるのは、政治的系譜としての皇位(政治的天皇制)と宗教的系譜としての靈位(宗教的天皇制)であった。

ところで、「五箇条の誓文」が宣明するような新時代を拓いていくには、被支配身分であった民衆にも、天皇の支配の正統性を受け入れさせ、服従の自発性を喚起する必要があった。しかしながら、民衆は天皇・朝廷とはこれまでほとんど縁がなく、そのほとんどすべては天皇の何たるかを知らなかった。「我が国の人民は、数百年の間、天子あるを知らず、唯これを口碑に伝ふるのみ。維新の一挙以て政治の体裁は数百年の古に復したりと称すと雖も、王室と人民との間に至密の交情あるに非ず」⁵⁾ 福沢諭吉の証言である。

新国家的統合のシンボルとして担がれた天皇は、新時代の国家建設—国民国家としてあるべき—に不可欠の国民的統合のシンボルともならなければならなかった。それで、明治初年には、天皇を天照大神の子孫であり古来不変の日本の主として描いた人民告諭書や人民教諭書が出された。一例を挙げると、「天子様ハ、天照大神宮様ノ御子孫ニテ、此世ノ始メヨリ日本ノ主ニマシマシ、神様ノ御位正一位ナド国々ニアルモ、ミナ天子様ヨリ御ユルシ被遊候ワケニテ、誠ニ神サマヨリ尊ク、一尺ノ地一人ノ人民モ、ミナ天子様ノモノニテ……」⁶⁾

それでも、新政策の強権的实施により従前の生活を脅かされ破壊される民衆は、新政反対一揆に示されるように、政治的支配者としての天皇の受け入れに抵抗した。そうしたこともあり、明治初期においては、天皇を政治的支配者としてよりもむしろ宗教的信仰の対象として民衆の内面的世界に入り込ませることがおこなわれた。

その典例は、伊勢信仰の天皇崇拜への誘導であった。江戸時代後期には伊勢神宮は民衆の宗教的信仰の中心となっていて、伊勢参りは年間およそ40万人

にのぼり、大規模参詣の「おかげまいり」の年には100万人を超えた。こうした民衆の信仰を、伊勢神宮を皇室の氏神であり天皇家の祖神を祀る神社として全国の神社の頂点とすることにより、天皇崇拜にスライドさせ吸引していった。明治天皇は、1869（明治2）年3月に歴代の天皇として史上初めて伊勢神宮に参拝した。

古来よりの神武天皇社が1873年に宮崎神宮と改称され、その後県社から国幣中社、官幣大社へと昇格したように、天皇・皇族を祭神とする神社の創建が始まり、全国の様々な神社が階統制化され系列化されていった。そのなかで、民衆の生活に根をおろしてきた鎮守、産土、氏神などの土着の小神社への信仰も、天皇崇敬の底辺に取り込まれていった。

他方、維新政府は、祭政一致、神道国教化政策をとり、1868年3月神仏分離を強行して仏教を排斥し、キリスト教を弾圧した。全国各地で廃仏棄釈が神祇官らにより展開されたが、混乱を引き起こして失敗に終わった。そこで、1870年1月からは、仏教排斥を止め、神祇省のもとで天皇崇拜中心の神道の布教を目指す大教宣布の国民教化運動に転換した。が、これも所期の効果を納め得なかった。1872年3月には神祇省を廃止して教部省を新設し、教導職による国民教化運動の浸透を進めた。

こうした試行錯誤の過程を経て、維新政府は、1884（明治17）年8月の神仏教導職廃止により、政教分離へ転じて、神道を非宗教的な国家祭祀として再編していくこととなった。

天皇に超越的な権威性を賦与するうえで、公式儀礼や国家祭祀が重要な意味をもった。五箇条の誓文の発布式、即位礼、天皇巡幸、観兵式などの荘厳な公式儀礼は、天皇・皇室が特別の存在であることを国民の印象に刻み込んだ。また、1873（明治6）年の太政官布告で、皇室祭祀に基づき、元始祭、新年宴会、孝明天皇祭、紀元節、神武天皇祭、神嘗祭、天長節、新嘗祭が、国民あげて参加すべき祝祭日と定められ、天皇・皇室礼拝が促された。

上記のうち天皇巡幸についていまだ少し詳述すると、68（慶応4）年3月～4

月の大阪行幸を皮切りに、同（明治元）年9月～10月の東幸、翌年3月の再東幸から、更に次の6大巡幸へと続いた。72（明治5）年5月～7月、近畿・中国・四国・九州地方巡幸。76（明治9）年6月～7月、東北地方巡幸。78（明治11）年8月～11月、北陸・東海道地方巡幸。80（明治13）年6月～7月、中央道巡幸。81（明治14）年7月～10月、東北・北海道地方巡幸。85（明治18）年7月～8月、山陽道巡幸。

北海道から鹿児島にいたるまでの各地を、天皇は数百人の供奉者を引き連れて巡幸し、当地の農・漁夫に親しく接したり、節婦・孝子・高齢者などを褒賞・賑恤したりして、行列を拝しようと群れをなして集まった民衆に、絶大な権威や仁恵を備えた新たな支配者としての姿を示した。こうした地方巡幸を通して、全国に新型の天皇像を浸透させていったのだった。

天皇を国民的統合のシンボルとして定着させる如上の諸施策の遂行と並行して、睦仁を天皇として鍛錬する帝王教育が重ねられた。廃藩置県が断行された1871（明治4）年の頃には、宮中改革により公家と女官に代えて武士出身者によって天皇の周りが固められる一方、文明開化の諸政策の展開のなかで、天皇についても服制、生活様式の洋風化がおこなわれた。また、国軍を統帥する地位を担う者として、軍隊の操練の統率、閲兵などの軍事訓練も課せられた。天皇個人についても、漢学・洋学を学び武術を鍛錬することに励んで、文武に長じた青年君主に次第に成長していった。

このようにみえてみると、「王政復古」は「王政維新」でもあったことが明らかである。

ところで、「王政復古」以来明治10年代半ばころまで、維新革命の進展中において、天皇・朝廷はどの程度の政治的な影響力を有したのであろうか。それを象徴的に示す三つの出来事について触れる。

その一つとして、いわゆる明治6年の政変に際して、朝鮮使節派遣問題で西郷隆盛、板垣退助、江藤新平などの参議たちが辞職して下野し、それに同調して辞職した官吏も多かった。なかでも西郷が都督を務めた近衛兵は動揺が激し

く、幹部将校のほとんどが鹿児島に帰郷した。西郷とは特に人間関係の深かった天皇は、2度にわたって彼らを論し引きとめた。だが、無視され効果はなかった。

また一つとして、1877（明治10）年8月に政府が宮中に移り天皇の侍補職がおかれたのをきっかけとして、保守主義的な元田永孚など侍補グループが「天皇親政」を実質化しようとする運動を起こして、親政の実現を政府に迫った。時に天皇は20歳代後半に達し、自らの政治的意思を持ち、政治に意欲を示し、政務に本格的に取り組むようになっていた。宮中（天皇・朝廷）が府中（政府）とは相対的に独立した政治的主体となる動きであった。それに対し、政府、とりわけ伊藤博文は、宮中・府中分離の立場から、断固として反対しこれを封殺した。天皇親政運動への呼応は、大臣のなかにも陸海軍のなかにもなかった。宮中改革によって翌々年10月に侍補廃止となった。侍補は天皇側近として天皇の個人的意思の形成に後々まで影響を与え続けるが、天皇親政運動は蹉跌した。

その後、明治14年の政変の過程で侍補・宮中グループは「中正党」を結成して独自の政治行動を示したが、天皇親政運動を復活させる力はなかった。

最後に、国民の天皇との関係について、しばしば引き合いに出される『ベルツの日記』の一節によると、「〔明治13年〕11月3日（東京）天皇誕生日。この国の人民がその君主に寄せる関心の程度が低い有様をみることは情けない。警察の力で、家々に国旗を立てさせねばならないのだ。自発的にやるものは、ごく少数だろう」²⁾

派閥的な抗争も交えて実権を揮う政治的支配層のあいだでは、天皇の政治的な権威は限られたものであったし、他面、大衆のなかでも、天皇は国民的統合のシンボルとして根付くに未だいたっていなかったと言ってよいだろう。

(2) 天皇制の定立

明治14年の政変を機に、1890（明治23）年に国会を開く旨の詔勅が発せら

れ、維新革命はいよいよ立憲政体樹立の一大目標を達成する時期を迎えた。憲法制定・国会開設にいたれば、維新革命始まって以来一貫してきた「有司専制」が変容変形せざるをえないのは明らかであった。薩長藩閥の性格を強めた政府は、自由民権運動の流れを継いで結成された自由党、それに政変で追われた大隈重信等の立憲改進黨の対抗を排しつつ、憲法制定と国会開設の主導権を掌握してプロイセン＝ドイツに範を求めた立憲政体への移行を目指し、天皇制を含めて、国家権力機構の改編・拡充に取り組むとともに、憲法制定の事業を推し進めた。

国会開設の勅諭以来、政治社会は活性化して、ジャーナリズムでは英国モデルの立憲政体構想が広く主張された。その代表作、福沢諭吉「帝室論」(1882〔明治15〕年)は、天皇・皇室を現実政治の局外において「民心収攬の中心」⁸⁾に据えることを説き、政治闘争の仲裁・調停の重要な役割を担うことを期待した。W・バジヨット『英国の国家構造』(1867年)が典拠にされていたように、そこでは、一国の近代国家としての発展段階はまったく異なるが世界史的に同時代のイギリス・ヴィクトリア朝の「君臨すれども統治せず」の君主制をも参考にして、天皇制の立憲君主制としての在り方をめぐる論議が交わされていた。

そうした在野の動向から離れて、藩閥政府による天皇制の機構としての定立は進められた。1884(明治17)年に、新華族制が皇室の藩屏として設けられ、従前からの公卿諸侯に維新以来の功臣を加えて、500人余りが華族に列した。貴族制の拡大強化によって君主制の存続基盤を強固にしたのであった。また、1886(明治19)年からは、皇位の継承、後続の範囲などの皇室の制度を定める皇室典範を、憲法とは別個に家法として制定することが進められた。将来を含めて皇室制度に対する議会など外部からの容喙を許さず、天皇・皇室の社会からの独立を保全するものであった。更に1890(明治23)年にかけて、皇室財産の自立化を図って莫大な皇室財産が設定され、皇室の威厳を支える財源が確保された。1888〔明治21〕年4月に新設された枢密院は、憲法や皇室典範など国家の基本法案の審議にあたった後、天皇の國務行為に関する諮問機関と

して常置されることになった。

これらの天皇・皇室の地位を盤石なものとして高め強める制度が設置される一方、天皇・皇室と政府との関係についての再確定が進められた。

1885（明治18）年12月の官制大改革により太政官制が廃止され内閣制が創設された。政府組織は一段と集権化され合理化され、内閣総理大臣と各省大臣が内閣を構成して政府の中核を占めるようになった。それとともに、宮中（天皇・皇室）と府中（政府）の分離が制度的に確立され、内閣＝政府が執行権力を掌握し統率する一方、宮内大臣は内閣の構成員から除外され、天皇は統治の現場から離れることになった。別言すると、国家元首と政府首長との分離が確定した。

更に、翌年2月布告の公文書の第2条「法律勅令ハ内閣ニ於テ起草シ又ハ各省大臣ヲ具ヘテ内閣ニ提出シ総テ内閣総理大臣ニヨリ上奏裁可ヲ請フ」により、法令立案の権限は実態に即して内閣に限定され、天皇は内閣の輔弼なしには政策決定に参加できなくなった。すなわち、内閣輔弼の原則が定まった。同年9月の「機務六条」では、それまで随意であった天皇の内閣への臨御を、総理大臣が奏請した時以外臨御しないように変更するとともに、政務に関する天皇の顧問を関係大臣と次官に限定した⁹⁾

これらにより、内閣＝政府権力は従前にも増して更に強化され、法令を策定し統治責任をも担う国家権力機構の中枢機関としての内閣＝政府の地位が再確定された。それとともに、天皇は強力な内廷をもちえず、責任大臣の輔弼なしには国務に携われなかったから、内閣＝政府の政策決定に反した権力行使はできなくなった。

憲法制定・国会開設に先んじて実施された叙上のような国家権力機構の改編強化によって、統治における内閣＝政府の主導性が確保される一方、天皇・皇室の政治活動は幾重にも掣肘され、氣まぐれの、恣意的な振舞いは許されなくなった。

これを既成事実としつつ、伊藤を筆頭にした藩閥政治家・官僚は憲法の制定

事業を遂行し、天皇が欽定憲法として発布した。

それでは、制定された憲法における天皇の地位はどのようなものであったか。

枢密院での憲法草案審議において、政府を率いる第一人者にして憲法制定にもリーダーシップを揮った伊藤博文は、「我国の機軸は何なりや」と設問して、「我国に在ては、宗教なる者其力微弱にして一も国家の機軸たるべきものなし。仏教は一たび隆盛の勢を張り、上下の人心を繋ぎたるも、今日に至ては已に衰替に傾きたり。神道は祖宗の遺訓に基き之を祖述すと雖も、宗教として人心を帰向せしむるの力に乏し。我国に在て機軸とすべきは独り皇室あるのみ。」¹⁰⁾と説いた。国家と国民を統合する精神的機軸をどこに求めるか、ヨーロッパではキリスト教がその役割を果たしたが、日本の宗教は人心を帰一せしめる力に乏しい、それに代わるものはただ皇室あるのみ、というのであった。

同じ頃、国民道徳の軸に何を据えるかという徳育論争が交わされていた。そこでの主潮となったのは、ヨーロッパのキリスト教にあたるような道徳の根幹になるものは、日本では天皇を中心にした国体であり万世一系の天皇制ではないかという論であった。維新革命の当初以来、新国家建設を担うリーダーたちは一様に、奔流のごとき欧米の近代的制度・文物の移入を自国の伝統・国情に適合するようにどう推し進めるか、資本主義世界システムに否応なく編入されゆくなかで後進的な日本の現実にふさわしい近代化の具体的な解決形態を見出し実現することに苦心惨憺してきた。そうした日本に固有の近代的国づくり路線の模索が、天皇・皇室に精神的機軸を求めるところに行きつくというのは、多少の差をともないながらも共通する傾向であった。

伊藤が上に続けて「此憲法草案に於ては専ら意を此点に用ひ、君権を尊重して成るべく之を束縛せざらんことを勉めたり」¹¹⁾と明かしたように、帝国憲法の作定にあたっては、天皇の超越的な権力と地位を謳い、もって国民統合の機軸たらしめんとする企図が作用していた。それはまた、維新革命の過程で形成され定着してきた統治の基本様式の集大成でもあった。

こうした憲法制定権力者たちの狙いをも踏まえて、帝国憲法のなかの天皇に

ついでに、この最重要な条項について、少しく掘り下げて考察しよう。しばしば主張されているように、帝国憲法第1条～第4条の規定は、天皇が絶対君主であることを示すのであろうか？¹²⁾

まず、天皇主権について。帝国憲法における主権の所在は必ずしも明確ではないが、天皇主権説に立っているとするとする有力な解釈に従うとしよう¹³⁾

確かに君主主権は、絶対君主制国家の属性を表わすものであった。だが、近代に入ってから国民主権や人民主権への対抗概念として、フランス復古王政の憲章において唱えられ、ドイツ帝国の創設を主導したF・J・シュタールの保守主義理論でも用いられた。絶対君主制を時代背景にして、J・ボダンやT・ホブズが絶対性や不分割性を属性として提唱した主権概念は、17世紀のイギリス革命を境に、国家権力の分立を本質的属性とした近代国家（名誉革命体制）、ならびに権力分立を論じた近代政治理論の成立（J・ロック『統治二論』）につれて、歴史的な転回をとげたのであった。

近代国家における主権の概念は、国民主権、議会主権や君主主権といった用法（主権概念の多元化）が示すように、分立する諸権力（機関）相互の上下関係にあって最高権力（機関）を意味するようになったのだ¹⁴⁾。君主主権は、近代国家権力の機構的編制原理の一つとして、絶対主義ではなく、君主（至上）主義として、議会主義や政府主義に対抗するものに変容したのである。絶対主義では、君主権力が全権的で無制限であった。対するに、君主主義は、国家権力の分立のなかで、議会権力が最優位する議会主義とは対極的に、君主権力が最優位するが、君主権力は他の権力によっていささかなりと抑制されるとともに憲法によって制約される。それは、国家主義に偏した後進国に特徴的な、近代国家の権力機構的編制の一つの在り方であった。

帝国憲法の主権概念も、『憲法義解』で、「統治権を総覧するは主権の体なり。憲法の条規により之を行ふは主権の用なり」と解説され、更には「憲法は即国家の各部機関に向て適当なる定分を与え」「君主は憲法の条規に依りて其の天職を行ふ者」（同上）と附記されている¹⁵⁾ように、天皇主権は国家権力の

分立および立憲主義と統一されており、近代的に変容したそれにはかならなかった。伊藤・井上毅ら憲法制定権力者は、主権概念について、穂積の天皇主権説におけるような、天皇の主権は無限であり憲法によっても制限されえないとする絶対主義的解釈を斥けて、国権主義的とはいえ自由主義的な解釈をとっていたのである。

帝国憲法では、「政府」について第38条その他で明記され、「国ノ元首」とは別に「内閣総理大臣」の存在も示されていて、国家元首と政府首長との分離という近代国家の通常的なあり方も独特の形で内示されている。このことも、如上の解釈を補強するだろう。

次に、第3条「天皇ハ神聖ニシテ侵スベカラズ」について。近代ヨーロッパの憲法における君主の神聖不可侵性は、国家元首としての君主をば現実政治を超越したところに位置づけて政治的責任から解放する、君主無答責の原則を意味していた。政治的格言では「君主は過ちをなしえず」であった。

帝国憲法でも、大臣の輔弼を規定する第55条との関係で大臣が責任を負うことになっていて、同じ原則を示した。『憲法義解』によれば、「法律は君主を責問するの力を有せず」して、君主は「指斥言議の外に在る者」であった¹⁶⁾。すべての国事行為は統治権の総覧者天皇の名においておこなわれるが、その責任は輔弼者、協賛者に帰せられ、天皇は責任を問われないということであった。

しかしながら、それだけではなかった。帝国憲法の本文に先立つ「告文」で「皇祖皇宗ノ神霊」を奉り、本文の首条で「万世一系の天皇」を謳っていることとの関係からすると、古来の伝統を継いで宗教的な天皇制を深層に組み込んでいて、神権的天皇制のプットインという日本的な独自性の表明も兼ねていたと解すべきだろう。宗教的な信仰と重ねて天皇崇拜を促す意味合いをも備えていたのであった。

このように、第3条の天皇の神聖不可侵性の規定は、立憲君主制としての世界的な一般性と日本の特殊性との両面性をもっていた。

みてきたように、内閣＝政府の主導性を貫徹し、天皇の専制は不可能にする

制度的仕組みが講じられ、そのうえで、制定された帝国憲法においては、天皇主権、天皇の神聖不可侵性をはじめとして天皇至高主義が厳かに宣明されたのであった。憲法上天皇に圧倒的に強大な権力を集中しておいて、その憲法を運用しておこなう実際政治では内閣＝政府を掌握する藩閥政治家・官僚が、天皇大権に服位する議会から独立して権力を行使するというシステムであった。

別言すると、一方の天皇・皇室、他方の藩閥政治家・官僚から成る最高支配層のあいだで、国家権力諸機関を役割分担して担い、国会において政党が勢力を伸張してもそれによって左右されることのない、超越的な天皇の名において内閣＝政府が主導権を確保する日本的な立憲君主制国家を構築せんとしたのであった。

ドイツ帝国において、憲法上の皇帝の地位と権限が強大であるものの、実権を握って統治にあたっているのはビスマルク宰相であり宰相率いる政府であることは、隠れのない事実であり、伊藤など藩閥政治家・官僚も熟知していた。そのドイツ帝国をモデルにして、彼らは帝国憲法を定め、天皇、内閣＝政府、帝国議会の相互関係を制度化したのであった。

(3) 天皇の政治への関与

帝国憲法制定・帝国議会開設による維新革命達成以後、近代ブルジョア国家として出立した明治国家において、天皇の実際政治への関与はどのようなものであろうか。

まず、帝国憲法で謳われた天皇大権のなかで、(a)官吏任免、(b)軍の統帥ならびに軍事編制、(c)法律裁可のそれぞれの大権の行使について、その跡を辿る。

(a)官吏任免の大権に関して、そのなかでも最も枢要な首相の任免についてみると、1889年1月、黒田清隆首相辞職の際、黒田および前任首相伊藤博文を元勳として優遇する勅諭が出され、これを契機に、第一次松方正義内閣以来、山県有朋、松方、井上馨、西郷従道、大山巖ら、明治維新において大きな功業を果たし、内閣制発足以後も政府の要職を占めてきた元勳が、元老として特別

処遇される政治的慣行がかたちづくられた。そして、第二次伊藤内閣発足にあたって、元勳・元老たちが天皇の下問を受け協議して伊藤を後任首相候補者として選定、推薦し、天皇が伊藤を首相に任命、組閣の大命を下した。後続の第二次松方内閣以降、この元老の推薦方式が政治的慣習として定着していった。つまり、実質的には元老たちの談合＝元老会議によって、首相の選任が決定された。

1898（明治31）年6月、自由党と進歩党の合同により巨大な憲政党が誕生し藩閥政権が危機に陥った時には、天皇は大隈重信・板垣退助を閣僚に入れた伊藤内閣組織の意向を示した。だが、伊藤は固辞して大隈・板垣を推挙し、紛糾の末、初の政党内閣である第一次大隈内閣（隈板内閣）の発足にいたった。天皇は急進的な立憲政体樹立の意見書を提出し明治14年の政変を誘発した大隈に不信感を抱いていたし、政党内閣を好まなかった。しかし、伊藤の進言にしたがって、不本意ながら大隈と板垣による組閣を受け入れた。

1901（明治34）年5月、第4次伊藤内閣辞職の際には、天皇は伊藤による再組閣を求めて再三働きかけたが、伊藤は応じず、結局元老会議の推薦で桂太郎が後継首相となった。

首相の辞職については、初期議会では、民党との抗争激化により政策を進められなくなったり、政治的混乱を收拾できなくなったりして、職を辞したケースが目立った。日清戦後の議会では、政党の勢力伸長にともない、政党との政策協定が崩れ議会での多数派の与党の形成ができなくなり政権運営が行き詰まっていたの辞職が多かった。いずれも、藩閥と政党の抗争、提携、また藩閥内や諸政党間の確執、協調の複雑な絡み合いの結果であって、天皇はもとより元老の意向どおりに決したのでは必ずしもなかった。

かように、天皇による首相任免は形式的なものであった。

次に、天皇は大臣を任免する政府人事にしばしば容喙した。内閣制創設以降では、次のような事例があった。

第一次伊藤内閣組閣に際し、森有礼の文部大臣登用について森はキリスト教

に偏していると異を唱えた。伊藤は不満の天皇をなだめてそのまま森を起用した。

第一次山県内閣の改造にあたっては、陸奥宗光と芳川顕正の閣僚への起用に難色を示し再考を命じた。陸奥については西南戦争の際に土佐派の一部と一緒に政府転覆に与しており信用できない、芳川は人気がないという理由であった。山県首相は天皇に事情説明して両名を起用した。また、山県が枢密院議長を辞した伊藤の入閣を求めたことについては、天皇は伊藤に入閣を命じたが、伊藤はこれを断った。但し、伊藤の貴族院議長就任問題では、天皇はたびたび指図して、これを実現させた。

第一次松方内閣の組閣では、外相人事で陸奥宗光の起用に反対した。松方首相は起用を見送った。

第一次大隈内閣の時、尾崎行雄文部大臣のいわゆる「共和演説」問題に対し、閣内からの板垣内相による弾劾を受け、辞表提出を促した。

憲法上大臣の任免も天皇大権に属したが、事実上組閣の権限は首相に一任されていた。時に天皇は閣僚の選任に難色を示したが、天皇の意向に沿うかどうかは首相の判断次第であった。天皇も、最終的には自己の個人的意向は抑制し首相の決定を尊重した。

(b)陸海軍の統帥大権、編制大権に移る。編制大権の行使については、公式には「責任大臣の輔翼に依る」¹⁷⁾とされていたが、すでに内閣制の発足以来、閣議決定の軍事勅令とともに、内閣から独立して帷幄上奏に基づく軍事勅令の制定がおこなわれていた。帷幄上奏者は軍令機関の長や陸・海軍大臣などであった¹⁸⁾。責任大臣の管掌と、それとは別の参謀本部長、軍部大臣などの管掌との二つのルートで天皇への上奏がおこなわれ、双方の共同によって編制大権は運用されていたと言えよう。

軍隊の指揮・統率に関する統帥大権の運用については、国運を賭した二つの戦争、日清戦争と日露戦争における軍の統帥は、以下のごとくであった。

日清戦争において、1894（明治27）年8月の宣戦布告時に、天皇は日清開

戦に消極的であり、戦争の先行きや列強の介入を憂慮していた。「今回の戦争は朕素より不本意なり、閣臣等戦争の已むべからざるを奏するに依り、之れを許したるのみ」¹⁹⁾しかし、戦局の進展とともに、9月からは大本営が進出した広島に常駐して、積極的に戦争指導に携わった。

日清戦争遂行上の最高国策は、天皇出席の御前会議（通算7回）で、軍事作戦については天皇が大元帥として出席する大本営御前会議（通算約90回）で決定された。双方の御前会議に出席したのは、天皇、首相伊藤博文、陸相大山巖、海相西郷従道、それに参謀総長、参謀本部次長、海軍軍令部長、および山県有朋であった。この8名、あるいはこれに陸奥外相を加えた9名が、日清戦争の最高指導部であった²⁰⁾

これらの頻繁な御前会議、それに天皇との会談を通じて、伊藤首相が一般的な戦争指導権を握った。伊藤首相は、軍事事項にも介入して軍が独走しそうな場合はこれを阻止し、国務による統帥の制御をおこなった。1894年11月、大本営の命令に反して第1軍司令官山県有朋大將が独断で中国領土内での更なる進攻を指示した時、山県を召喚した事件は、その代表例であった。天皇は、軍の指揮に口は挟まず、一度も戦争の作戦に干渉しなかった。天皇の親臨、親裁の形をとって、政略主導での政戦両略一致がたらぬかれたのであった。

日露戦争においても、天皇は、「今回の戦は朕が志にあらず。然れども事既に茲に至る、之を如何ともすべからざるなり」²¹⁾と、開戦に反対であったといわれている。1903（明治36）年6月、伊藤、山県、松方、井上、大山の元老と桂太郎首相、小村寿太郎外相、山本権兵衛海相、寺内正毅陸相が集まった御前会議で、対露交渉の基本方針が討議、決定された。12月に、元老・閣僚会議で戦争準備に着手され、直ぐ後の参謀本部、海軍司令部合同会議で作戦計画が決められた。その後も日露交渉が重ねられ、開戦必至となったなかで、04年1月の御前会議でロシアへの最終提案が、2月の閣議と御前会議で国交断絶の最後通告案が決定され、6日後に宣戦布告にいたった。

ここでも、御前会議（通算4回）で最高方針が決定され、戦争指導は開戦か

ら講和にいたるまで、元老の承認の下で桂首相・小村外相ラインが牽引しておこなわれた。元老・閣僚が指導権を握って統帥部をも統制下におき、政略優先で政略と戦略の一致が保たれたのであった。

このように、明治国家においては、日清、日露の両戦争ともに、御前会議において政略主導の政略・軍略一致の最高方針が決定され、長老とそれにバックアップされた内閣＝政府が一貫して主導して政治と軍事が統一された。局部的には政府と統帥部の対立が発生したが、内閣＝政府の統率下にあつて統帥権は運用された。日露戦争後発言力を強化した軍部が、政党政治の進展に対抗して独自の結束をかため、内閣から独立した勢力として台頭してくるのは明治末年であった。

(c)法律裁可の大権については、議会の可決、承認を得た法律案を、天皇が大権を行使して不裁可にしたことは一度もなかった。

続いて、他の方面での天皇の実際政治への関与に目を移す。

不平等条約の改正による国家的独立の確保は、歴代政権の最重要課題の一つであったが、1889年7月～10月にかけて黒田内閣の大隈外相の条約改正交渉では、政府首脳の間で意見が対立し混乱が続いた。天皇はのりだして対立する意見の調整に努めた。

日清戦争前の初期議会では、衆議院で反藩閥の民党が概ね多数を占め続けて、予算案を最大の争点に藩閥内閣と民党の正面衝突が繰り返され、民党は憲法第49条の天皇への上奏権を藩閥内閣に対抗する有効な手段として頻用した。1893年、第4議会では伊藤内閣不信任が上奏され、それに対して、天皇は「和衷協同の詔」を渙発して、民党と内閣双方が痛みを分かつような裁定を下して、対立を調停し国政の紛糾を收拾した。

天皇は、1892年初めに伊藤が野党勢力の民党に対抗する新政党の組織化の意向を示したのに対して、それを中止するように働きかけ、同年実施の大々的な選挙干渉で有名になった第2回総選挙にあたっては、民党議員の再選を阻むように指示しそのために資金を下付したことが示すように、政党（政治）に反

対していた。民党を主力にした議会上奏への対応も否定的にならざるをえなかった。しかし、個人としての政治的傾向とは別に、「和衷協同の詔」では、至尊の聖断は、超然性、公平中立性を備え国民全般を心服させるものでなければならなかったから、激突した民党と藩閥内閣の双方に譲歩と和協を促して、天皇として求められる役割を果たしたのであった。

日清戦争後は、藩閥と政党の協調につれて内閣と議会の妥協によって国政が運営されるようになったので、議会では内閣批判での天皇への上奏案の提出は稀になり、国政の争点をめぐって天皇が調停し裁定を下すこともなくなっていった。天皇の国政の現場への出番は減少した。他方で、天皇・皇室の神格化が進行し始め、「累を皇室に及ぼさず」の政治道徳が定着していった。

他に、植民地となった台湾の統治をめぐって、1897年に台湾総督府問題で、天皇は文官総督説をとり陸軍首脳の武官総督説との対立が生じた。だが、天皇は内閣、陸軍首脳に解決を委ね、結局総督武官制に落ち着いた。

みてきたように、天皇は内閣＝政府とは別に独力で国務に携わることはできなくなったなかで、自らが統治の基本施策について発議、立案して指導することはなかった。対外戦争において政略・軍略を指揮することもなかった。内閣＝政府が、天皇に強大な地位と権力を与えた帝国憲法を運用し、天皇の名において権力を行使し諸政策を推進し主導的に統治した。天皇の実際政治への関与は、政府人事への干渉、藩閥内閣と民党の対立抗争の調停・裁定、元老間の確執の調整など、限定的であり、内閣＝政府の統治を補全する体のものであった。

維新革命開始以来能動的な天皇像が宣揚されてきた。だが、天皇は、国務や統帥に関して元老会議、内閣＝政府、参謀本部とは別の、独自の政治的意思決定をせず、輔弼と協賛、上奏などにしたがって「親裁」した。実際には、能動的君主ならぬ受動的君主が天皇の基本性格であった。

別の視角からすると、フランス第1帝政の皇帝ナポレオンに典型的なように、君臨しかつ統治したのではなかった。だからといって、イギリス・ヴィクトリア王朝の王のように、君臨すれども統治せずでもなかった。双方の中間の

一形態として、君臨するとともに統治にも極めて限定的に関与した、これが明治天皇の立ち位置であった。

天皇は政治上の実権を有せず、調停や調整、裁定で実際政治に関与するにとどまったが、しかし、他面において、天皇はますます、政治的のみならず宗教的、道徳的にも国民の機軸となり、超越的な権威によって君臨した。天皇は権力によって統治するよりも、権威によって君臨したのであった。これについては次節で取り上げる。

これまでの歴史的諸事実の把握に基づいて、三つの重要な特徴的事柄を指摘できる。

第一点として、藩閥政治家・官僚らの内閣＝政府主導にもかかわらず、自らの意思で決定を下す天皇の親政という名分は一貫していた。憲法（体制）と政治・国家（体制）のあいだに、建前・イデオロギーと実態・事実とのずれ・乖離が存在するのは一般的な必然的傾向である。それは、帝国憲法（体制）と明治国家（体制）のあいだでも顕著であったが、天皇に関する条項について、特に大きかった。

第二点としては、強力な指導＝統治者集団を形成した元勳・元老たちが、君主として次第に成熟した天皇と関係し、双方が相まって統治と君臨をうまく分掌しながら総合した。元老のなかでも伊藤は第一人者として重きをなし、伊藤に対しては天皇の信頼が最も厚かった。天皇と元勳・元老たちは、明治国家の多頭一身的な最高支配者集団に喩えることができる。

第三点として、日本が置かれている近代世界の歴史の大勢、国際的な環境の峻厳さについては天皇もよく認識していたであろうし、枢密院での帝国憲法草案審議に毎回出席し熱心に耳を傾けた天皇は、日本の立憲政治に関して、また立憲国家での君主の役どころに関して、それなりの理解をしっかりと身につけたと思われる。そうして、天皇は、自らが果たすべき任務を自覚して、期待される天皇像をほぼ見事に演じたのだった。

ヨーロッパの近代国家の最初の君主との比較を試みると、明治天皇は、フラ

ンス第1帝政の皇帝ナポレオンのように、名実ともに全権力を一身に集中して、君臨しかつ統治したのではなかった。また、イギリス名誉革命体制最初の国王ウィリアム3世が、議会の統制下にあつて、国家元首と内閣の長を兼ねて君臨するとともに統治を率い、立法についても稀には拒否権を行使したのとも、別種であつた。この二人と比べると、明治天皇の実際政治への関与と影響は格段に小さかつた。明治国家の建設を主導的に担つた政治家・官僚が範を求めたドイツ帝国においては、憲法上は皇帝ヴィルヘルム1世が最高権力者であつたが、實際上宰相ビスマルクが国家権力を掌握し行使して統治を牽引した。そのヴィルヘルム1世に明治天皇は似通つていた。

(4) ナショナル・シンボルへ

日清戦争以降、天皇は政治上にとどまらず、宗教的、道徳的にも崇敬の対象として仰ぎみられる存在として、躍進する近代日本のナショナル・シンボルとなつた。天皇制は日本固有の君主制としての性格を濃化しつつ、しっかりと根付いていった。そこにいたる過程は、政治、宗教、社会道徳のそれぞれの方面から、それらが輻湊しつつ進展した。そのうち、政治的側面（政治的天皇制）については前節での記述と重なりあうので後に回し、本節ではその宗教的側面（宗教的天皇制）、社会道徳的側面（社会的天皇制）から先に扱う。

第1節で触れたように、維新政府は、民衆の生活のなかに生きている伊勢信仰や祖先崇拜などの古い伝統的な民間信仰を利用して、天皇讃仰を促進した。その一方、宗教政策では、当初神道国教主義をとつたがそれは失敗に帰し、やがて政教分離主義に転換するにいたつていた。

ところが、1881年に後醍醐天皇を祭神とする吉野神社、90年に神武天皇を祭神とする橿原神社（翌年神宮）を創建するとともに、神宮を頂点として全国神社を階統制的に組織化したように、神社神道に国教的な地位を与えて、實質的な国教制に傾動している現状があつた。

そうしたなかで政府は、神社神道は宗教ではなく国家の祭祀であるとする説

を公式見解にして、非宗教的国家的祭祀としての神道たる国家神道と信教の自由とを両立させる道をとった。

19世紀の西洋では、個人の信教の自由と政教分離を原則としたが、現実には政教分離の程度は各国で異なった。イギリスでは国教制、フランスでは第1帝政以来のコンコルダ体制＝公認宗教制（20世紀初めに分離制へ）、ドイツでは公認宗教制、アメリカ合衆国では分離制というように、多様な型をとっていた。そこでは、たとえ国教、公認宗教であっても、それを国民に一律に強制することはできなかった。個人の信教の自由は、国教制と併存しうるのであり、国教制、公認宗教制の下にあっても保障された²⁾

帝国憲法は、第55条で「信教ノ自由」を規定した。政府は、神社神道を祭祀儀礼とすることで、政教分離を図り、信教の自由を認めた。その一方、公認宗教制を採り、国家が神社神道を保護した。こうした日本型政教関係も、近代的政教関係の一つの在りようではあった。

初期議会において、保守主義者たちにより、国家神道の確立を図った神祇官設置の上奏案が提出されたが、議事として取り上げられなかった。日清戦争中の第8議会では、建議案が議事として扱われたが、否決された。日清戦争直後の第9議会になって、神道は国家の祭祀であって宗教ではないことを強調して提出された神祇官設置の建議案が、賛成多数で成立した。

このようにして、神社神道＝非宗教説が定着してゆき、1900年4月には内務省の社寺局が廃止されて、教派神道、仏教といった諸宗教を管掌する宗教局とは別個に、神社は神社局が管掌することになった。

ところで、大衆の土俗的な宗教的信仰が国家の祭祀としての神道を回路として天皇崇拜へと収斂していくにあたっては、日本人の宗教意識の特異性によるところが大きかったであろう。

一つには、日本人の宗教感情は多神教的であり、神道、仏教、儒教のいずれも、超越的性格を有せず、多重信仰が成り立ってきた。欧米のキリスト教のように社会的に強い力をもち生活に深く入り込んで倫理的に規制するよう宗教

が、日本には不在であった。そこで、宗教の一種の代用品として天皇崇拝が受け入れられた。

また一つには、民衆の生活に土着してきた、家にあつての祖先信仰、村にあつての鎮守、産土、氏神などの小神社信仰と、天皇制が古来保ってきた宗教的権威とは通底するところがあった。神社神道に誘われて、民俗的信仰は天皇制の底辺に取り込まれた。

更に一つには、天皇が地方巡幸で生き神様として礼拝されたり、天皇の肖像写真が生き神のように扱われたりしたように、昔から民衆のなかにあった生き神信仰も、天皇崇拝につながった。神道における神概念でも、人間は死ぬと神になるが、時には生きたまま神となることもあって、人間であつて神でもあるという存在が認められていた。

これらを要するに、天皇制は大衆と宗教性を共有することを重要な基盤にしたのであつた。

天皇制の社会的側面に移ると、ここでは、1890年10月発布の「教育ニ関スル勅語」が大きな役割を果たした。教育勅語は、欧米思想の流入と普及に対抗し儒教思想を元にして、日本における唯一の精神的な機軸と目される天皇、皇室を中心にし、社会に根強い伝統的な家制度と結びつけて、忠孝一致（天皇に対する忠と親に対する孝）を国民道徳の基準として宣布した。国務大臣の副署のない勅語であり、法的拘束力はなかったが、しかし、すべての学校に上から一斉に下付され、実際には法律よりも強い拘束力をもつ結果となつた。

早くも1891年1月に、第一高等中学校囑託であつたキリスト教思想家の内村鑑三が、始業式に教育勅語の礼拝を拒否したとして、不敬の故をもつて職を追われた。翌年には、帝国大学日本史教授久米邦武が、「神道は祭天の古俗である」と論じて、神道家から非難攻撃されて免職となつた。

内村の事件も久米の事件も、法的に処理された不敬罪ではなく、社会的制裁としての不敬事件であつた。帝国大学進学の前備教育機関である一高の生徒たちが、内村糾弾の同盟を組織し、辞職勧告をし、校長には解職を要求したこと

に示されるように。内村は退職後も、「国賊」、「不敬漢」との汚名を浴びせられた。

実は、すでに1889年に、文部大臣森有礼が「伊勢の大神宮に参拝した時、ツツのまま最も神聖な場所にはいろいろとし、しかもそこにかかっていたみすを……ステッキ（！）で持ち上げたという理由で」、森の欧化主義を嫌う国粹主義者が憲法発布の日に森を刺殺する事件が生じていた。不敬に名をかりたテロであったが、「五種を下らぬ帝都の新聞紙が」「暗殺者そのものを賛美し」「上野にある〔犯人の〕墓では、霊場参りさながらの光景が現出している」²³⁾

このように、天皇の権威が社会内部に浸透するにつれて、不敬事件も増え、そのなかで、裁判などの司法処置もなく、不敬を糾弾して社会的制裁を加えることが少なくなかった。しかも、そうした社会的制裁が国民に抵抗なく受容されていった。こうした動向が、天皇制を下支えする社会的な力となった。初期議會期には民党が躍進し、藩閥批判の風潮も強かったが、天皇の神格化も社会的な広がりを見せ始めていた。

「御真影」も、社会的な強制によって天皇制を支えた。「御真影」についてもその下付に法的拘束力はなかった。しかし、多くの学校が下付を請願し、その保管は教育勅語と同様に厳重におこなわれた。教育勅語と「御真影」、およびそれらを保管する奉安殿・奉安庫は天皇の「分身」扱いされ、その処理に事故などがあれば社会的制裁を免れなかった。命をかけてでも教育勅語謄本や「御真影」を守らなければならないということが社会的な暗黙の了解となり、実際そのように行動して殉職した人も少なくなかった。

一例として、1896年6月15日、三陸地震津波において岩手県箱崎尋常小学校の教員は、「御真影」を体に縛り流失を防ごうとして死亡した。新聞、そして国民の多くは、これを壮挙として賞賛した。

1900年の文部省令小学校令施行規則で、四方拝、紀元節、天長節の3大節における教育勅語奉読と「御真影」への最敬礼も義務づけられた。違反すれば法的処罰や社会的制裁が加えられるのは、ますます当たり前風潮となり、し

きたりとなっていった。

教育勅語や「御真影」の神聖化にともなう社会的な強制と並んで、「家族国家」論とそれに基づく国体論の普及が、天皇と天皇制の崇敬を促した。

文部省公認の教育勅語解説、井上哲次郎『勅語衍義』は、「一国ハ一家ヲ拡充スルモノニテ、一国ノ君主ノ臣民ヲ指揮命令スルハ、一家ノ父母ノ慈心ヲ以テ子孫ニ吩咐スルト、以テ相異ナルコトナシ」²⁴⁾と、家を拡充せるものとして国家を捉え、天皇と臣民の関係を父子関係に擬していた。そうすることで、先祖、家父長への敬愛の情を天皇崇拜と接合させようとした。

当時の日本社会は、戸籍法が示したように、家を単位とし家を介して政治に加わり経済を営む家社会であった。農業において小農経営が中核を形成していて、そうした農業が産業構成において高い比重を占めているという、後進国に特有の経済構造が、その強固な基盤であった。ちなみに、人口のほぼ8割が農民であり、農業のほとんどすべては家長の指揮のもと家族で従事する農民的経営であった。

家社会は、産業革命による資本主義化、都市化よっても、消滅の一途を辿ることはなかった。農村から出てきた労働者や都市下層民のなかでも再生産された。

1898年に公布・施行された明治民法（その家族法部分）が家制度を前面にかかっていたのは、かかる家社会、家秩序の広範な厳存という歴史的、社会的な現実に基づいていた。

日清戦争後になると、家族国家論が台頭し、皇室は日本の総本家であって分家末家である国民は総本家の家長である天皇に率えられるのは当然であるとする国体論が、穂積八束、高山樗牛、加藤弘之などによってそれぞれ唱えられ急速に広まった。

家族国家的国体論の盛況下で、天皇と皇室は、家社会の現実に照応しながら、家秩序を理想的な姿で実現するものとして称えられ、国民、社会のうえに君臨することになった。

如上の天皇制の宗教的側面、社会的側面の分析からすると、天皇信仰や天皇

制の浸透、定着は、ただ単に国家がイデオロギーや制度として上から強制的に押し付け、教育やジャーナリズムなどをも動員して実現させたのではなかった。日本の特異な歴史的伝統や社会的構造のうちに受け入れる基盤が存在しており、国家はそれを踏まえて、民間社会の内発的な諸力を繰り込みながら、大衆の同調や支持を調達していったのだった。

政治的天皇制としても、日清戦争をつうじて、天皇の地位と権威は飛躍的に高まった。

先述したように、天皇は戦局の進展とともに大本營のある広島に移ってそこに起居し、大本營会議に常時出席して積極的に戦争指導に加わった。新聞・雑誌などのマス・メディアは、天皇が戦地の兵士と同じような質素で不便な生活を送りながら軍務に精励していることをこぞって褒め称え喧伝した。福沢諭吉は、戦争の最中の1894年10月、『時事新報』に「天皇陛下の御聖徳」と題して記した。「開戦以来、天皇陛下には大本營を広島に進められて親しく軍旅の事を視させ給ひ昼夜御寝食をも安んぜられざるは国民一般の聞知して感激に堪えざる処なり……吾輩は竊に伝承して只感涙に咽ぶのみ」²⁵⁾

全軍を統帥して戦争を勝利に導いた大元帥としての天皇という新たなイメージが生まれ、戦勝の熱狂とともに国民のなかに定着した。また、天皇は新興日本の国際的な躍進と地位の向上の象徴と目された。戦勝によって、天皇の個人的権威は絶大なものとなった。

天皇はこれまでもすでに政治的に強大な権威を備えるだけでなく、政治外的な諸関係に立地して宗教的、道徳的な権威をも一身に集中していた。そうした天皇の地位と権威は、日清戦争の勝利以後、明治末年にかけて、決定的に高まっていった。日清戦争以後の天皇・皇室は、まさしく国民統合の凝集核として不動の地位を確立した。

天皇・皇室の権威の絶大さは、特殊日本的であった。明治天皇は、ヨーロッパ諸国の君主とは異なって、政治上だけでなく宗教上、道徳上も、国民の心の拠り所となった。そして、国民すべての日常生活のなかに入り込んで身近に

あって仰ぎ見られ、「国体」の證として列国に対しても誇示される存在となった。天皇は、最も広い、そして充実な意味で、ナショナル・シンボルとなったのであった。

最後に、明治天皇制は、古代以来の天皇制の伝統の継承と近代ヨーロッパ的な君主制の導入とを複合して、歴史的な多層性を包含していた。それとともに、政府主導の近代化革命と前近代的な諸関係の広範多岐な残存との矛盾的統一に規定されて、政治的な側面と宗教的な側面と社会的な側面との構造的な多面性をなしていた。明治天皇制は、外圧により資本主義世界システムに編入されて駆り立てられつつ、上からのブルジョア革命を機軸として全体制の変革を追求した近代日本²⁶⁾に固有の、政治、宗教、社会などの歴史的、構造的な特殊性を凝縮して混成した君主制であった。

いま一つ特記すべきことに、明治天皇制は、近代ヨーロッパ諸国の君主制よりもはるかに奥深く、歴史的な伝統を生かしつつ、大衆の心のよりどころを求める底流を天皇信仰へ吸収し、強大なる権威あるものにすがろうとする心情を包み込んでいた。そうした実相を踏まえると、『ジャパン・ウイークリー・メール』紙に1880年6月19日に掲載された評論は、正鵠を射ていた。「日本の過去の歴史と、現代の民衆からうける印象として、天皇制は、一番最後に倒れる王制のうちの一つになるであろうと考えられる」²⁷⁾

天皇の王権は1000年以上にわたって持続してきて、多くの国で起きたような度々の王朝の交替がなかった。その理由をなにに求めるかはここではさておいて、世界の歴史のなかで極めて稀で特異な事例であるのは確かである。これを事実として認めることは、天皇制の歴史的な伝統を肯定的に評価することを意味するのではない。歴史的な伝統を背負い、国民大衆を統合して、多層的、多面的に編成された、強靱でしぶとい生命力をもつ明治天皇制来の近代天皇制、これを変革することの至難性を自覚すべきこと、近代天皇制についての実証的、理論的解明を進展させ、天皇制打倒の空叫びを斥け「陣地戦」を長期に持続して天皇制を消滅させる方途を探るべきことを言わんとするのである。

注

- 1) 日本史籍協会編『大久保利通文書』一，東京大学出版会，1967年，311頁。
- 2) 同，二，192～193頁。
- 3) 同，五，186頁。
- 4) M・ウエーバー（世良晃四郎訳）『支配の社会学』1，創文社，1970年，53頁。
- 5) 慶応義塾編纂『福沢諭吉全集』第4巻，岩波書店，1959年，187頁。
- 6) 「奥羽人民告諭」，加藤周一他編『日本近代思想体系2 天皇と華族』岩波書店，1988年，28頁。
- 7) トク・ベルツ編（菅沼竜太郎訳）『ベルツの日記』岩波文庫，1979年，（上），114頁。
- 8) 『福沢諭吉全集』第5巻，267頁。
- 9) 坂本一登『伊藤博文と明治国家形成』吉川弘文館，1991年。
- 10) 春畝公道頒会編『伊藤博文伝』原書房，1970年，中巻，615～616頁。
- 11) 同，616頁。
- 12) 講座派の天皇制絶対主義論は，かつての論拠はほぼ崩れ去ったが，帝国憲法論を軸にして生き残っている。中村正則「戦前天皇制と戦後天皇制」（歴史学研究会編『天皇と天皇制を考える』青木書店，1986年）は，第1条と第3条の「世襲制・神格性・無答責の規定こそは，天皇が憲法上絶対君主存在であることを明らかにしたもの」（123頁）とする。
- 13) 伊藤博文『憲法義解』では「君主は国の主権を有す [る]」（岩波文庫，87頁）と解説され，『伊藤博文伝』には「第一章に君主の大権，即ち主権を明記」（中巻，652頁）とある。
- 14) 美濃部達吉『憲法講話』（有斐閣，1918年）のなかでも，「主権という語は……国家内に於いて最高の地位にある機関の事を云ひ現はすために用いらるゝ場合」が挙げられ，「君主が主権者であるといふのは，唯君主が国家の最高機関であつて，国家内に於いて最高の地位を有するものであることを意味する」（25～26頁）と説かれている。
- 15) 『憲法義解』，27頁。
- 16) 『憲法義解』，25頁。
- 17) 『憲法義解』，39頁。
- 18) 永井和『近代日本の軍部と政治』思文閣出版，1993年，「第二部 内閣官制と帷幄上奏」。
- 19) 宮内庁編『明治天皇記』吉川弘文館，1973年，第八，481頁。
- 20) 藤村道生「日清戦争」，『岩波講座 日本歴史16』岩波書店，1976年。
- 21) 『明治天皇記』第十，598頁。
- 22) 大石真『憲法と宗教制度』有斐閣，1996年。
- 23) 『ベルツの日記』（上），136～137頁，141頁。
- 24) 井上哲次郎『増訂勅語衍義』成美堂，1899年，17～18頁。
- 25) 『続福沢全集第4巻』岩波書店，1933年，223頁。
- 26) 明治維新が「上からのブルジョア革命」であることについては，拙著『明治維新の新考察』社会評論社，2006年。

27) 『日本近代思想体系2 天皇と華族』, 100頁。

参 考 文 献

- 伊藤之雄『明治天皇』ミネルヴァ書房, 2006年
籠谷次郎『近代日本における教育と国家の思想』阿吡社, 1994年
坂本一登『伊藤博文と明治国家形成』吉川弘文館, 1991年
鈴木正幸『皇室制度』岩波新書, 1993年
鈴木正幸『国民国家と天皇制』校倉書房, 2000年
副田義也『教育勅語の社会史』有信堂高文社, 1997年
多木浩二『天皇の肖像』岩波新書, 1988年
安田浩『天皇の政治史』青木書店, 1998年
安丸良夫『近代天皇像の形成』岩波書店, 1992年
安丸良夫「近代転換期における宗教と国家」, 加藤周一他編『日本近代思想体系5 宗教と国家』岩波書店, 1988年